

(趣旨)

第 1 条 この規則は、簡易専用水道の指導に関し、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易専用水道 法第 3 条第 7 項に規定するものをいう。
- (2) 水道事業者 法第 3 条第 5 項に規定するものをいう。
- (3) 登録検査機関 法第 34 条の 2 第 2 項に規定するものをいう。

(届出)

第 3 条 簡易専用水道を設置した者は、簡易専用水道設置届（別記様式第 1 号）により、速やかに市長へ届け出なければならない。

2 前項により届け出た事項を変更したときは、簡易専用水道変更届（別記様式第 2 号）により、速やかに市長へ届け出なければならない。

3 簡易専用水道を休止又は廃止したときは、簡易専用水道休止（廃止）届（別記様式第 3 号）により、速やかに市長へ届け出なければならない。

(水道事業者の連携)

第 4 条 市長は、簡易専用水道の適正な設置及び管理等について、水道事業者並びに登録検査機関と連携協力して指導するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第 5 条 市長は、簡易専用水道の設置及び管理の適正を確保するため、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

(1) 設置者から必要な報告を徴し、又はその職員を簡易専用水道施設のある場所に立ち入らせ、検査させること。

(2) 登録検査機関に対して当該簡易専用水道の情報の提供を求めること。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、身分証明書（別記様式第 4 号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。